

## 令和7年度とうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県外から本市への移住を検討している移住検討者に対して、東温市移住定住促進協議会会長（以下「会長」という。）が行う、令和7年度とうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 移住視察 移住検討者による住環境の調査及び子育て環境の視察などをはじめとした市内各施設への訪問のほか、東温市移住定住総合窓口（以下「相談窓口」という。）が実施するアテンドサービスによる市内案内（以下「市内アテンド」という。）を受けることや、市内で仕事や住居を探す活動をいう。
- (2) 移住相談 移住検討者が、相談窓口に対して移住に関して相談することをいう。ただし、匿名又は連絡先等を示さない相談は除く。
- (3) 視察相談 移住検討者が、事前に相談窓口に移住視察する意思を伝え、かつ、市内アテンドにおける日程調整を行うことをいう。
- (4) 宿泊施設 ホテル、民宿等の旅館業法第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法に基づく届出がなされている施設をいう。
- (5) 宿泊費 市内宿泊施設における宿泊費をいう。
- (6) 交通費 住所地から本市への移動に要する費用をいう。
- (7) 市内移動費 移住視察に必要な市内の移動に要する費用をいう。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、本市への移住を検討し、実際に移住視察を実施する者（以下「視察者」という。）及び視察者に同行する者（以下「同行者」という。）であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 交付申請の日において、愛媛県外に住民票を有すること。
  - (2) 交付申請の日までに、相談窓口で移住に関する相談を行い、原則として移住視察で滞在中に相談窓口が実施する市内アテンドを受けること。
  - (3) 移住視察を実施するにあたり、市内宿泊施設において1日以上宿泊を行うか、東温市移住体験住宅に滞在すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者に含まないものとする。
- (1) 18歳未満の者（保護者と同伴の場合を除く。）

- (2) 海外からの団体ツアーパックを利用する者
- (3) 補助対象経費に対して、国や地方公共団体及び他の団体等から補助を受ける者
- (4) 暴力団排除条例（平成29年法律第65号）第2条第3号に規定する暴力団員である者
- (5) その他会長がこの補助金を交付すべきでない相当の理由があると認める者

（補助対象事業）

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う次の各号のいずれかに該当する活動（観光を除く。）に係る事業とする。

- (1) 移住相談及び移住視察
- (2) 東温市移住体験住宅に滞在して行う移住体験活動

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、別表（1）に定める宿泊費、交通費及び市内移動費とする。ただし、移住視察に必要かつ相当と認められるものであって、支払いの事実が確認できるものに限る。

- (1) 宿泊費 宿泊施設における専ら宿泊に要する費用
- (2) 交通費 住所地から本市への移動に要する往復分の費用  
ただし、自家用自動車で移動する場合は、高速道路利用料を対象とし、かつ市内IC（川内IC、東温スマートIC）を利用する場合に限る。なお、燃料費は対象外とする。
- (3) 市内移動費 市内で乗降する公共交通費、タクシー費用及びレンタカーの借上料  
ただし、タクシー及びレンタカーは市内に事業所がある事業者において借り上げる場合に限る。

（補助金の額及び交付の制限）

第6条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の合計額の2分の1の額と、別表（2）に定める限度額のいずれか少ない方の額とする。

- 2 支給する補助金の額に、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は視察者及び同行者に対し1回限りとする。

（交付申請及び実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする視察者（以下「申請者」という。）は、現地視察を完了した日から14日以内又は令和8年3月12日のいずれか早い日までに、令和7年度とうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金交付申請書兼実績報告書（様

式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 別記様式「現地視察実施報告書兼補助金計算書」
- (2) 申請者及び同行者の氏名及び住所が確認できる書類（マイナンバーカードおもて面、運転免許証、健康保険証など公的なものに限る。）の写し
- (3) 経費の支払いの事実及び経費の内訳が確認できるもの（申請者宛てのものに限る。）の写し
- (4) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 会長は、前条の規定による申請及び報告があったときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、申請者に対し、令和7年度とうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金交付決定通知書（様式第2号）又は令和7年度とうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、前条の規定により補助金交付決定を受けた場合は、令和7年度とうおん移住視察宿泊費・交通費応援補助金交付請求書（様式第4号）を会長に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第10条 会長は、補助金交付決定者が第3条の要件を満たさなくなったものと認められる場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月15日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

（1）補助対象経費

宿泊費、交通費及び市内移動費

<p>補助対象経費の算定方法等</p>	<p>次の(ア)から(ウ)までの金額を合算する。</p> <p>(ア) 宿泊費 1 泊分の宿泊費（2人以上で利用する場合は、同行する者の宿泊費を含む。）</p> <p>(イ) 交通費 i 公共交通機関を利用するときは、補助対象者の住所地から本市までの往復（以下「往復」という。）に要する実支出額（例：航空券、鉄道、船舶、高速バス等の運賃・料金等） ii 自家用自動車を利用するときは高速道路利用料金 ※ガソリン代は対象外</p> <p>(ウ) 市内移動費 i 公共交通機関を利用するときは、各種相談窓口や地域への訪問等に要する実支出額 （例）鉄道運賃・タクシー料金等 ※タクシーは東温市内に事業所のある事業者を利用すること ii レンタカーを利用するときは借上げに係る費用 ※東温市内に事業所のある事業者を利用すること ※対象は軽自動車又は普通自動車の借上げのみとする。 ※ガソリン代は対象外</p>
<p>申請に必要なとなる添付書類</p>	<p>(ア) 宿泊費や宿泊者等が分かる利用明細書等の写し (イ) 公共交通機関を利用するときは、航空券の料金、鉄道等の運賃・料金等が確認できる書類 (ウ) 自動車を利用するときは、高速道路利用料金が分かる資料 (エ) レンタカーを利用するときは、レンタカーの借上げに要する実支出額が分かる契約書等の写し (オ) その他会長が必要と認める書類</p>
<p>報告に必要なとなる添付書類</p>	<p>(ア) 宿泊費の領収書等の写し (イ) 航空券の料金、鉄道運賃等、公共交通機関の領収書等の写し (ウ) 高速道路利用料金の領収書等の写し (エ) レンタカー借上料の領収書等の写し (オ) その他会長が必要と認める書類</p>

(2) 限度額

限度額	[宿泊費、交通費及び市内移動費を合算した上限額]
1人	15,000円
2人	20,000円
3人	22,500円
4人	25,000円
5人	27,500円

備考

- 1 「1人」とは、補助事業者が1人で補助事業を実施する場合をいう。
- 2 「2人以上」とは、補助対象者が2人以上で補助事業を実施する場合をいう。
- 3 上限は5人、27,500円とする。